



RESOLUTION No. 6) SECURITY AT WORK

第6号決議) 職場における保障

第29回国際公務労連 (PSI) 世界大会
2012年11月27日－30日、南アフリカ・ダーバン

われわれは以下に留意する。

良い条件、安全な職場環境、疾病、育児休業、失業に対する安定した社会保障制度、良い年金条件を備えた安定した雇用は、日々の生活に安心をもたらす。

さらに以下に留意する。

メンバーの安心は、確かな団体協約と労働組合、およびILO条約、国の社会・保健・労働市場、教育方針に依存する。安心と雇用には明確な関係がある。

活力に満ちた労働市場には、職の保証が必要である。それは、メンバーに持続可能な成長と高い生産性、より良い条件を実現する、政治意識に基づいた積極的な社会開発措置である。教育・研究に投資し、技術革新と社会福祉の発展を支持する活発な労働市場と社会政策、構造・産業政策は、職の保証と活力に満ちた労働市場の創出に貢献する。

労働生活におけるメンバーの権利は、労働法、団体協約、平等のパートナーシップに部分的に基づいている。構造的な転換を求める社会の要求と、急速な適応を求める使用者の要求を満たすには、安定した条件と教育、社会的権利と労働組合権が必要である。われわれは、労働組合組織として、適応における安心を創出する義務を使用者と共に負っている。

国の法律と規制および国際法と規制は、メンバーに保障を与え、労働組合に確固たる影響力を与えることを目的としなければならない。

PSIの加盟組織は、団体協約と法律が互いに補完し合うようにし、産業と各国の状況に順応したより良い条件を確保するために取り組まなければならない。労働法と団体協約は、両者に拘束力を発揮し、さまざまな状況でメンバーを保護しなければならない。当事者間の相互の信頼が、協力の基盤を生み、メンバーの状況改善につながる。また使用者には長期的な視点と、安定性、融通性が得られる。

団体協約は、事業に変化や縮小があった場合に、使用者と労働者でリスクを分配するためのものである。協約は、労働生活や私生活に変化があった場合に、個々のメンバーを保護するためのものである。研修やスキル開発を通じて、高い雇用適正の可能性を生み出すためのものである。協約はまた、育児休暇の補償を推進し、メンバーが仕事と育児を両立できる環境をつくるためのものでもある。

さらに以下に留意する。

公的資金によるサービスの提供者は、適度な労働量と、良き管理、嫌がらせや差別のない労働環境を備えた安心安全な職場を特徴とした、良い労働環境を享受する資格がある。誰も職場で心身の病を被ってはならない。

さらに以下に留意する。

世界危機と経済の不確実性を口実に、使用者は労働者に安定した雇用を約束しようとしなかった。確固たる経済開発には、継続的な成長のための不安定な雇用が必要であるとした国もある。世界の大部分では、不安定な有期雇用に就くのは男性よりも女性のほうが圧倒的に多い。雇用形態になると、男女の労働条件の格差は明らかである。

月、日、時間、季節を限った有期雇用は、正社員の権利や条件のように安定はしていない。不安定な雇用は、結果的に差別や悪い労働環境、搾取から守られることが少ない若者、女性、移民労働者の間でとくに多い。

さらに以下に留意する。

危機においてその力量を最も試されるのが、公共部門と福祉社会である。税収が落ち込んだときに公的福祉水準を下げ、大量解雇と削減で危機に対応し、教育、保健、社会サービスが常に必要とされているときに、何十万もの人々を失業に追い込むのは、成長を導く政策ではない。業務において、効率の向上と改善を定期的実施することが重要である。だが、危機においては大きく強い公共部門の維持がより一層重要になる。このことは、訓練のイニシアチブ、労働市場の措置、安定した産業政策を通じてなされなければならない。危機の影響を少なくするのも理由の一部だが、危機後のより急速な回復が目的でもある。

経済・社会保障は、公衆衛生にとって最も基本的な前提条件の一つである。良い公衆衛生と、経済・社会保障、生活条件の平等、機会均等と正義で特徴づけられる社会は互いに関係がある。柔軟性があり、各国の状況とニーズに基づいた共通の社会保障制度を策定することが、これを達成するための必要条件である。

さらに以下に留意する。

世界では年金制度が赤字である国が多く、また、まったく年金制度を持たない国も多い。

年金制度は、ほぼすべての国で変更と強化を必要とする。近い将来、年金制度改革が中心的な課題となるだろう。労働組合運動の任務は、議論に積極的に参加し、政府と政策立案者が、市民にとって国政な解決策を策定するよう、できる限り約束していくことである。年金は長期的な義務である。年金をめぐって設置・調印された制度と団体協約は、持続可能で、今後何年も機能できるものでなければならない。

われわれに期待される責任を果たすためには、協力を築き、国境を越えたやりとりを展開していかなければならない。PSIは、年金受給権は、男女同等でなければならず、国民の将来的な経済保障が投機に基づくものであってはならないと考える。

さらに以下に留意する。

多くの国において、生活賃金を受ける権利は最低賃金とは異なる。世界の国の5分の1が、1日2ドルの貧困ラインを下回る生活を送っている。経済危機を受け、競争に応じるために賃金削減を求める声が上がった。

不安定な時代において、われわれは、労働者が低賃金と劣悪な条件を通じて競争しないことを約束する「労働組合の誓い」を思い出すことが重要である。低賃金で雇用創出や失業率低下は実現しないことは自明であるからだ。

対照的に、世界と地域の両方において、刺激策と、成長拡大を導く経済政策が必要である。

PSIに以下を推進する。

ジュネーブ憲章のもとで優先課題を策定し、取り組みを強化する。

加盟組合に以下を推進する。

- 1) ジュネーブ憲章のもとでPSIの取り組みに参加し、支援を提供し、国の状況に適応させること。
- 2) あらゆる場面で、そしてすべての民主的手段を用いて、汚職がなく国民の信頼を得た機能的な公共部門を備える包括的な社会に向けて取り組むこと。
- 3) 公共部門労働者の恒常的なスキル開発と、環境問題への意識向上、福祉一般を通じて失業と戦うための、意欲的な政策に参加すること。
- 4) 生活賃金を受ける権利は、最低賃金、またはフルタイム労働で最も低い賃金と同じであると
する問題について議論を結集すること。
- 5) 団体協約とアドボカシーを通じて、経済・社会保障、生活条件の平等、機会均等、正義を特
徴とした社会、および良き公衆衛生に向けて取り組むこと。
- 6) 不安定な雇用形態の労働者と、正規雇用の労働者の連帯を高めるよう取り組むこと。
- 7) 不安定な雇用形態の労働者を組織できるよう規約を改訂すること。
- 8) 不安定な雇用形態の労働者を組織化するため、組織する側の訓練を奨励すること。

行動プログラムおよび規約を含む大会決議[Congress resolutions](#) を参照のこと